

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 3 月 1 9 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

平成30年3月19日

開 議	午前9時30分	
日程第1	議案第1号	岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正について
日程第2	議案第2号	岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
日程第3	議案第3号	岩出市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第4号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第5号	岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第6号	岩出市税条例の一部改正について
日程第7	議案第7号	岩出市都市計画税条例の一部改正について
日程第8	議案第8号	岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第9	議案第9号	岩出市手数料徴収条例の一部改正について
日程第10	議案第10号	岩出市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正について
日程第11	議案第11号	岩出市教育支援委員会条例の一部改正について
日程第12	議案第12号	岩出市立学校通学区域検討協議会条例の制定について
日程第13	議案第13号	岩出市自殺対策連絡協議会条例の制定について
日程第14	議案第14号	岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第15号	岩出市国民健康保険条例の一部改正について
日程第16	議案第16号	岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第17	議案第17号	岩出市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第18	議案第18号	岩出市都市公園条例の一部改正について
日程第19	議案第19号	岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第20	議案第20号	平成29年度岩出市一般会計補正予算（第5号）
日程第21	議案第21号	平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第22号	平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第23	議案第23号	平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第24 議案第24号 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第25号 市道路線の認定について
- 日程第26 議案第26号 平成30年度岩出市一般会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成30年度岩出市介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成30年度岩出市墓園事業特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成30年度岩出市水道事業会計予算
- 日程第33 請願第1号 「核兵器禁止条約」に日本政府が署名・批准することを求める請願書
- 日程第34 発議第1号 「岩出市の環境をまもる条例」をより活用するための意見書の提出について
- 日程第35 発議第2号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について
- 日程第36 議員派遣について
- 日程第37 委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第 1 号から議案第 32 号までの議案 32 件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決、請願第 1 号につきましては、総務建設常任委員会の請願審査報告、報告に対する質疑、討論、採決、発議第 1 号及び発議第 2 号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 議案第 1 号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正  
について～

日程第 32 議案第 32 号 平成 30 年度岩出市水道事業会計予算

○吉本議長 日程第 1 議案第 1 号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正の件から日程第 32 議案第 32 号 平成 30 年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案 32 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 32 件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3 月 6 日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第 1 号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正についての外議案 14 件です。

当委員会は、3 月 9 日金曜日、午前 9 時 30 分から開催し、総務部門、建設部門の付託議案について審査を行いました。

また、市道路線関係の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

議案第 1 号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正について、議案第 4 号 職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 6 号 岩出市税条例の一部改正について、議案第 7 号 岩出市都市計画税条例の一部改正について、議案第 9 号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について、議案第 18 号 岩出市都市公園条例の一部改正について、議案第 19 号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の

一部改正について、議案第20号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第23号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第24号 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第25号 市道路線の認定について、議案第30号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第31号 平成30年度岩出市墓園事業特別会計予算、以上13議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第1号、議案第4号、議案第6号、議案第7号、議案第9号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第23号、議案第24号、議案第30号及び議案第31号は可決、議案第25号は認定しました。

議案第2号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、議案第32号 平成30年度岩出市水道事業会計予算、以上2議案は、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第1号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正についてでは、改正によってよい点は。第3条中、労働に関する機関の関係者とは、どういう方を考えているのか。について。

議案第2号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてでは、特別職報酬等審議会での議論はどうなっているのか。また、特別職の手当については、審議に当たらないという規定はあるのか。について。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正についてでは、全体的に平均率で2%ということだが、金額ではどうか。また、月額では幾らか。について。

議案第6号 岩出市税条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第7号 岩出市都市計画税条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第9号、岩出市手数料徴収条例の一部改正についてでは、砂利採取法の改正した理由は。また、岩出市でこの条例に関する場所は何件あるのか。について。

議案第18号 岩出市都市公園条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第19号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第20号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の所管部分では、5款農林業費、農業次世代人材投資資金について、対象者がなかった理由は。また、農業法人の代表者は対象になるのか。8款消防費、那賀消防組合負担金の増額の理

由は。について。

議案第23号、平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんでした。

議案第24号 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんでした。

議案第25号 市道路線の認定では、備前2号線の延長、幅員及び完成時期は。北大池6号線の幅員は。について。

議案第30号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計予算では、公営企業会計システムの導入時期は。紀の川中流流域下水道維持管理負担金の算出方法は。平成30年度の事業計画の区域はどこか。下水道工事の埋め戻し工事について。消費税還付金は何年分か。について。

議案第31号 平成30年度岩出市墓園事業特別会計予算では、新聞折り込みの効果は。また、他の宣伝方法は考えていないのか。について。

議案第32号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計予算では、新たな水源地の確保の計画はあるのか。低所得者に対する負担軽減策は考えているのか。について。

以上が、総務建設常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで総務建設常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第3号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての外議案16件です。

当委員会は、3月12日月曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の付託議案について審査を行いました。

議案第3号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第8号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第10号 岩出市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正について、議案第11号 岩出市教育支援委員会条例の一部改正について、議案第12号 岩出市立学校通学区域検討協議会条例の制定について、議案第13号 岩出市自殺対策連絡協議会条例の制定について、議案第14号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第15号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について、議案第17

号 岩出市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第20号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）、以上12議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第5号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、議案第16号 岩出市介護保険条例の一部改正について、議案第27号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第28号 平成30年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第29号 平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第3号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第5号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、臨時職員に担任を受け持ちさせることについて、どのように考えているのか。また、正職員で雇用するのがよいと考えるが、どうか。1日500円の金額は適正か。について。

議案第8号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正については、改正の詳細について。また、収納できていない部分について、県に納める納付金はどうなるのか。県が全部支出することになるが、負担はなくなると理解してよいのか。について。

議案第10号 岩出市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第11号 岩出市教育支援委員会条例の一部改正については、現在の課題等、情報の共有はできているのか。委員会で情報を得るために、どのようにしているのか。について。

議案第12号 岩出市立学校通学区域検討協議会条例の制定については、協議会を設置する理由は。また、なぜ区域を検討しなければいけないのか。平成30年度で通学区域を変更する予定があるのか。について。

議案第13号 岩出市自殺対策連絡協議会条例の制定については、協議会の目的は。また、第3条の委員は、専門知識を持つ医療関係者を想定しているのか。について。作業部会について詳細は。について。

議案第14号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第15号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第16号 岩出市介護保険条例の一部改正についてでは、保険料が上がっていることについて、どのように考えているのか。減免制度を拡充する考えはないのか。について。

議案第17号 岩出市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、質疑はありませんでした。

議案第20号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の所管部分については、衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金の減額理由は。について。

議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）では、質疑はありませんでした。

議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）では、質疑はありませんでした。

議案第27号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計予算では、保険料について、税率は同様に世帯数が減っているのか、見込み違いにならないのか。また、金額の算出方法について。

議案第28号 平成30年度岩出市介護保険特別会計予算では、平成30年度予算についてどのように考えているのか。市民からの意見等はあるのか。また、施設に入れない等、市民からの意見等はないのか。予防について対策をとっているのか。

議案第29号 平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算では、保険料について、普通徴収になっている理由は。また、滞納はどれくらいあるのか。資格証明書は発行しているのか。について。

以上が、厚生文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 予算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月6日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第26号 平成30年度岩出市一般会計予算、1件です。

3月6日、本会議終了後、正副委員長の互選を行い、引き続いて、総務部長に対

して議案第26号の議案説明を求めました。

議案説明に引き続きまして、議案の審査方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に審査を行うことに決定しました。

3月13日火曜日、総務部門、建設部門、議会部門、3月14日水曜日、厚生部門、文教部門の順で、延べ2日間にわたり特別委員会を開催し、歳入歳出に対する質疑を行い、市当局から詳細な説明を求め、慎重な審査を行いました。

文教部門の審査終了後、議案第26号 平成30年度岩出市一般会計予算に対する討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで予算審査特別委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告は終わりました。

これより各常任委員会及び予算審査特別委員会の報告に対する質疑に入ります。

委員会報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第1号 岩出市男女共同参画プラン策定委員会条例の一部改正の件、議案第3号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第6号 岩出市税条例の一部改正の件、議案第7号 岩出市都市計画税条例の一部改正の件、議案第8号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件、議案第9号 岩出市手数料徴収条例の一部改正の件、議案第10号 岩出市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正の件、議案第11号 岩出市教育支援委員会条例の一部改正の件、議案第12号 岩出市立学校通学区域検討協議会条例の制定の件、議案第13号 岩出市自殺対策連絡協議会条例の制定の件、議案第14号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件、議案第15号 岩出市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第17号 岩出市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定の件、議案第18号 岩出市都市公園条例の一部改正の件、議案第19号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第20号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の件、議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会

計予算（第3号）の件、議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）の件、議案第23号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件、議案第24号 平成29年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）の件、議案第25号 市道路線の認定の件、議案第30号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計予算の件、議案第31号 平成30年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、以上議案23件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案23件に対する討論を終結いたします。

議案第1号、議案第3号、議案第6号から議案第15号、議案第17号から議案第25号、議案第30号及び議案第31号の議案23件を一括して採決いたします。

この議案23件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第3号、議案第6号から議案第15号、議案第17号から議案第24号、議案第30号及び議案第31号の議案22件は、原案のとおり可決、議案第25号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第2号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第2号について、反対をしたいと思います。

今回の議案は、国の人事院勧告によるものですが、今、岩出市民は、安倍政権のもとで貧困の拡大と社会保障削減に押し潰されようとしています。財政を預かり、市政運営する市長を初めとする特別職、私たち議会の議員としても、財政面において、市民のためにこの財源を還元する誠意ある政策や政治判断で据え置きとすることもできます。市民の皆さんは日々の暮らしに苦心されておられる今日、特別職、議員の期末手当を増額することは市民の理解を得られないと考えますので、反対いたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 議案第2号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

まず、人事院は、国家公務員法に定められた中央人事行政機関であり、中立の第三者機関である人事院が給与、その他の勤務条件の改善等の人事院勧告を政府に求める制度であり、官民格差の解消を最大の目的とし、世の中の景況感等を客観的に判断して、勧告するものであります。

給与水準については、人事院勧告に沿って、国と同様の扱いが望ましいとされており、従前から本市の議会議員及び特別職の期末手当については、人事院勧告に準じた条例改正を行っております。

また、このたびの条例改正は、人事院勧告では給与制度の総合的見直し等もされていますが、議員、特別職において、月々の報酬は固定しており、期末手当のみを対象とした条例改正であります。

なお、人事院勧告が世の中の景況感と連動しているものと考え、過去には人事院勧告の引き下げ時、それに準じた条例改正を行っており、これまでどおり、人事院勧告に準じた条例改正を行うことで、市民の理解が得られるものと考えます。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第2号に対する討論を終結いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正について、私は反対討論を行います。

今回の職員給与に関して、人事院勧告を勘案して、給料月額及び勤勉手当を引き上げるとしております。その額は、率にして2%、平均月額656円と、質疑に対して答弁をした。この金額は正しいのか疑問である。また、今回の賃上げは、1級か

ら2級に重点を置いたものだと強弁をしております。

人事院勧告と言いながら、正規職員の引き上げは否定するものではありませんが、仕事の内容も同じであり、隣の席で一生懸命に働いておられる非常勤職員や臨時職員は、年間200万円前後で働いておられます。

さらに、夏・冬の一時金や退職金も支給されてない状況であり、市行政みずから雇用形態名で差別をしており、官製ワーキングプアをしているのであります。今、国会で議論されている地公法改正案のポイントは、同じ事務職員でも、臨時職員、特別職非常勤職員、一般職非常勤職員というように、自治体ごとにばらばらで、制度の主旨に合わない不適正な雇用形態だったものを会計年度任用職員という採用類型を新設し、これに統一するという動きがあります。

そして、自治法改正案では、会計年度任用職員に支払う給与、手当などを整理、規定した。しかし、この改正によって、地方自治体で働く職員の3分の1、総務省調査では、64万人までなった非正規公務員の処遇が改善すると考えるのは早計であります。

地公法改正案では、22条の2を新設し、会計年度任用職員とした。ところが、処遇に関しては規定額となっております。1週間当たりの通常の勤務時間に比べ、短い職員であるパートタイム会計年度任用職員には、生活保障的な要素を含まない報酬と費用弁償に分けて、期末手当を支払うことに対し、1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間でもあり、フルタイム会計年度任用職員でも勤務に対する反対給付で、生活給としての給料、扶養手当、退職手当等を支払うとしています。

パートとフルの処遇が異なるという考え方は、常勤職員と同様に、給与及び手当の支給対象とするような給付体系を見直すことによって、立法的な対応を検討すべきであると明記されております。

ところが、その後、閣議決定した成案では、フルには給与と手当、パートには報酬、費用弁償と期末手当を支払えるとしたものであり、報告書以降の一連の経過からも、この間の裁判例からも大きく逸脱をしております。

例えば、枚方市非常勤職員一時金等支給事件、大阪高裁判例では、常勤職員の通勤時間の4分の3に相当する時間以上勤務している非常勤職員について、常勤の職員と判定し、給料手当が支給される対象としたものであります。

また、東村山市事件、東京高裁判例では、嘱託職員は勤務時間のみならず、その職務内容も常勤職員と同様であり、勤務実態から見て、常勤職員に該当するとして、常勤職員と同じ仕事をしていれば、常勤職員と判定をしております。

今回の法改正は、施政方針として、同一労働、同一賃金原則に基づき、正規・非正規間の格差を是正することであると言っております。民間労働者の正規・非正規格差は、賃金水準では正規の6割程度と言われている。これに対して、地方公務員の正規・非正規間の格差は事務職員の倍、正規職員の年収が630万程度に対し、非正規公務員は170万程度と試算され、正規の4分の1の水準にすぎないのです。

このような絶望的な格差は、期末手当の支給を3年後に認めるということだけでは、到底是正することはできません。地方公務員における正規・非正規格差には正面から向き合い、持続可能な公共サービスを展開するために、格差是正につながる非正規公務員の処遇改善方策こそ求められております。これは労働基本権についても同様であります。

一般職地方公務員は、正規・非正規を問わず、労働基本権を奪われてきた。今回の措置は、これまで一応の労働基本権を保障されていた特別職の多くを同様の条件に組み込むことになりかねず、その間では、改悪と言わざるを得ません。

現行の非正規公務員の労働条件や、その改善のための法環境は、民間に比べて大きくおけております。地方自治体の使用者にも義務づけること、そのことによって初めてスタートラインに立てると私は考えております。

岩出市においても抜本的に改善すべきであり、今回の改正には、その点ありません。よって、この議案については反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

松下 元議員。

○松下議員 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、職員の給与に関する条例の一部改正であり、人事院において、官民給与比較調査が行われた結果、月例給及びボーナスについて、民間の給与が公務員を上回っており、勧告が出されたものであり、市においても、一般職員の月例給及び勤勉手当において、民間給与を反映させた給与改定が必要であり、民間と公務員との給与格差を解消することが均衡の原則にもかなうものであると考えます。

このように市民の理解を得られる適正な給与額とするためにも、人事院の勧告を勘案した条例改正が必要であると考えます。

以上述べました理由により、私は本議案について賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第4号に対する討論を終結いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第5号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

この条例改正は、保育所の担任業務に従事した臨時的任用職員に、1日500円を特別賃金として支給することができるものとなっております。改善を図るということは大事ではありますが、保育士の労働条件の改善、保育の質の確保のためにも、非正規職員の正規化を進めることが最も重要であると考えます。

全国で、今、保育士不足の問題が出ていますが、公立も民間も非正規での職員がふえ、責任が重くのしかかっている現場なのに、経済的にも、また働き続けられる身分保障がなく、保育士という職を諦める方々がいます。保育士不足の原因にもつながっているのではないのでしょうか。

保育士は、その人の一生の土台を築く最も大事な乳幼児期の子供の成長をつくるとともに、大事な命を預かる、責任が大変重く、専門性が問われる仕事だと考えます。だからこそ、保育士自身が経済的にも不安から解放されて、安心して働き続けられる身分、条件であることが重要です。

自治体職場、公務職場である公立保育所から非正規から正規への流れをつくり、民間を引っ張るような、保育士全体を引っ張るような、そんな努力を地方自治体としてつくり出していくことが求められると考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 議案第5号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正に

ついて、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、保育所において、担任を受け持つ臨時的任用職員の処遇改善を目的としています。担任を受け持つ臨時保育士と受け持たない臨時保育士にあつては、その責任や保護者対応、事務量等、業務内容が異なるため、現行の給与に担任業務1日500円を上乗せするものであります。

また、待機児童解消のための対策として、保育士確保の問題は大きく、今回、担任を受け持つ臨時的任用職員の処遇改善を行うことで、保育士確保にもつながると考えられます。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第5号に対する討論を終結いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号 岩出市介護保険条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第16号 岩出市介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

介護保険料は、3年に一度の改定年度となり、今回、第7期の介護保険料の改定を行うものです。介護保険は、家族の介護から社会的介護へのうたい文句で始まりましたが、現状は、保険あって介護なしの状態が進んできています。3年ごとの見直しで、今後も値上げが続けば市民の暮らしを圧迫します。今回、保険料率、段階の基準所得金額の見直しもありますが、私たちは、保険料率、段階の細分化を行うことが必要だと考えます。

年金の減少が進み、生活が厳しくなっている中、低所得者に配慮した保険料にしていくためには、何より健康づくりの推進を図り、結果として保険給付を抑えてい

くことが大切です。また、減免制度についても不十分であると考えます。

値上げについて、市民から納得を得られないと考えますので、反対いたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第16号 岩出市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

日本の少子高齢化の問題は大変深刻であり、当岩出市においても高齢化率が22%と高くなっております。要介護認定者数やサービス利用者数は年々増加してきております。そうした状況の中で、平成30年度当初予算では、対前年度比2.5%増の30億4,119万8,000円となっております。

今回の条例改正に伴う第1号被保険者の介護保険料は、新たに基準年額6万7,100円と設定され、前回より4,300円の値上げとなっておりますが、保険料につきましては、必要なサービス量を見積もり、それに応じた負担額を決めることになっているのです。施設やサービスを充実させるほど、上がり幅がふえることとなります。しかし、サービスの充実と保険料をできるだけ抑制すること、その両者のバランスを検討した結果が今回の基準額設定となっているものと考えます。

なお、この金額につきましては、和歌山県下9市で最も低い設定額であると聞いております。

また、平成27年3月の介護保険条例の一部改正により、第1号被保険者65歳以上の負担能力に応じた保険料設定がされ、保険料の段階について、国は標準9段階を示しているものの、本市は11段階に区分され、国よりさらに細かく所得に応じた保険料設定ができているとともに、低所得者に対しての措置ができているものと認識しております。

今後も介護保険制度を維持させるため、当市には実施事業の検証、保険料収納率の向上、低所得者への配慮に努めていくことと期待しております。

以上をもって、私は賛成いたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第16号に対する討論を終結いたします。

議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成30年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第26号 平成30年度岩出市一般会計歳入歳出予算に反対の討論を行います。

安倍内閣のもと、年金や医療、介護など社会保障制度が次々に切り下げられてきています。一握りの大企業のもうけを優先する政治、大企業による中小零細企業への下請いじめ、リストラなどが進められる中で、働き方改革と称し、さらなる労働強化すら強行しようとしています。

また、憲法を変え、自衛隊の海外派兵すら正当化しようとしてきています。アベノミクスによる経済効果は成果も伴わず、さらに貧困と格差拡大が進み、年金生活者、中小企業を初めとした労働者など、あらゆる階層の人たちの暮らしが将来にわたって希望すら見出せない不安や危機に見舞われている状況です。このような中で、地方自治体の果たす役割として、市民の命と暮らしを守るためにどう予算対応してきたのが問われています。

岩出市は、和歌山県内で、少子高齢化、人口減少の自治体がふえる中、岩出市では依然として人口の増加が続き、宅地の開発化、企業の進出も進んでおり、固定資産税や市民税の課税対象者も年々ふえています。市の行政執行の市政という面では、税回収の面においては、税回収機構への移管を行い、低所得者が数多く加入する国民健康保険税などの依頼も見込んでいます。

国保においては、今年度も滞納改修面においては3,000万円を見込んでいますが、突然の競売の通告を初め強制的な期限つきの取り立ての回収、対応面などにより100万円に近い単位での一括返済が求められるなど、これでは生活できないと、住民からの切実な納税相談も寄せられています。やむにやまれず滞納している人たちとの相談体制の改善と、悪質な滞納者に対する回収体制など、対応施策における改善と整理が必要だと考えます。

各種の事業支出面においては、市道の整備促進、災害時に対応する耐震化促進のベッドやシェルター、老朽化に対応する市民プール建設予算など、住民の要望や要

求に応じている事業もあります。しかしながら、子育て支援や教育面、福祉施策では、近隣市町村と大きな違いを生じていることを行政自身、しっかり認識した視点での予算ではないと考えます。今年度予算を見ても、市民の願いや改善策を求めている点に背を向けていると考えます。

教育環境改善面では、県下1位、2位のマンモス校の実態が長年続く中で、大規模校解消への手だてを含め、計画性を持って第三中学校建設を行っていくという姿勢は、今年度も見せていません。

また、小学校、中学校における暑さ対策としても、学力向上の一助となる冷暖房設置も必要性が求められますが、講じられてきていません。

入学準備金、就学援助制度面でも、前倒し支給などの点でも改善面が進む他市と比べ、おくれた状況は改善されていません。

子ども医療費においては、少子化社会となる中で、子育て世代の支援策として、保護者負担のないさらなる改善策が必要だと考えますが、保護者負担をしなければ、親が子供に注意を払わないという市の認識は時代おくれも甚だしいものと考えます。

保健福祉面においても、高齢者、障害者だけでなく、市民が買い物や病院への移動手段として役立つ乗り合いタクシーなど、移動手段改善のための調査や研究、検討面も全く見えていません。

また、福祉タクシー券制度では、施設入所者にも申請用紙が送られ、実質的に利用できない改善点などを含め、障害者の社会参加の促進を図る上でも、ガソリン券など、利用しやすい制度面に改善している自治体がふえる中で、岩出市は、今年度においても改善はされてきていません。

保健福祉センター業務体制面でも、乳児や子供たちの健全な発達対応、市民の健康予防体操の各地域への促進面を初め、市民の健康を守る上で、現場の体制面として、年間行事における職務量の増大を含め、市民の安全や健康に切れ切れない職員体制の状況ではないかと考えます。

職員体制面では、他の部署においても3万人当時とほとんど変わらない職員体制であり、労働強化による健康不安につながり、市民サービス向上のための各種施策の調査研究を行うことに弊害すら生まれているのではないかという面も見受けられます。

また、農家や観光客誘致のための特産化や特産品の新規開発、農業所得の向上対策等では、観光行政、農業施策との関連面を含め、岩出市をアピールする取り組みや農業所得向上、地場産業推進の施策、観光行政推進面からも積極的に他市に学び、

調査研究する必要性や予算化も求められていると考えます。

経済不況克服、中小企業支援面では、利子補給に対する補助や商品券における支援はされていますが、直接市内の中小業者の懐を暖めて、仕事の確保や市民生活向上にもつながる住宅リフォーム制度の導入も取り入れられていません。不況に苦しむ中小業者の生活を守り育てるという視点が、今年度も欠けていると言わざるを得ません。

クリーンセンターの維持管理面では、今年度、新たに1億円もの補修や改善費用も積み上げられていますが、ごみの減量化面では、有料化すれば、市民はごみを減らすという考えのもと、その後におけるごみ減量目標に対する有効的手だてと改善対応面でも大幅な進展は見られず、平成32年の目標にどう近づけていくのかの課題に対して、さらなる解決の糸口の追求が求められていると考えます。

岩出市は、決算においても、昨年度、一昨年度と実質収支が約4億3,000万円の黒字でした。また、基金には、昨年は5億円が積み上げられてきました。起債の状況面においても、普通債はわずか18億円という状況であり、この実態から見ても、住民要望が山積みしている中で、住民生活向上のために、積極的に基金を活用することや、起債の有効活用で、各種施策の予算化は図れたのではないかと考えます。

以上の理由をもって、平成30年度一般会計予算については反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 議案第26号 平成30年度岩出市一般会計予算につきまして、私は賛成の立場で討論いたします。

最初に、今議会の施政方針において、第2次長期総合計画後期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、計画的にまちづくりを進めており、地方創生を軌道に乗せるため、さらなる地域の特性を生かした施策により、地域の発展と活性化を進めるとともに、引き続き、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けて取り組むと表明されていきました。こうした方針により編成された当初予算につきましては、目標の実現に向けて、着実に取り組む内容となっており、その成果が大いに期待されるものであります。

市では、予算編成に当たっては、補填財源に依存することなく、収入の範囲内で予算を組むことを原則としつつ、また、将来世代への着実な投資をも視野に入れながら、真摯に予算編成されたものと考えます。

今後、社会の少子化や高齢化などが進展し、人口が減少するであろうことも確実

に予測される中、本市の流入人口は増加基調にあるとはいえ、将来的にも厳しい財政状況に置かれ続けるであろうことを認識していく必要があると考えます。

そういう状況の中、一部の意見として、市債返済に備えた基金として蓄積している減債基金を取り崩せば市民サービスを拡充できるのではないかとの意見もありますが、まずもって、財政規律の堅持が重要であることは言うまでもありません。

将来世代に対する投資の実行もしっかり積み重ねていく。そして、市債残高を着実に減らしつつ、住民サービスや成長への投資を実現することが、市民生活の将来に向けた大変重要で貴重な取り組みであると考えます。

そのような厳しい財政状況の中、めり張りをつけた施策及び事業計画をもとに予算編成をされ、義務的経費や物件費の増加等を見込みながら、また、教育環境の充実、市民の健康づくり支援、災害に強いまちづくり、地域資源の活用、地域産業の活性化等、多くの事業の予算化に努力されるとともに、市民の命と生活の向上を守る事業や市民要望が随所に盛り込まれた予算となっております。

以上の理由により、私は賛成といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2018年3月19日、議案第26号 平成30年度岩出市一般会計予算に対して、私は反対討論を行います。

まず、第1の理由として、新年度の重点事業として、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、観光分野を軸にさまざまな施策を講じている。歳出は、健全財政の堅持を財政運営の柱としている取り組みとうたっております。今やるべき一番重要な課題は、将来の少子高齢化に向けての子育てへの実践であると考えております。

岩出市の最大のやるべきことは、市民の命と暮らしを守るためにどのような政策を構築するのかがあり、政の基本であります。

中でも、中学校を卒業するまでの医療費の無料化であります。紀の川筋で、ただ岩出市だけが実施していないのであります。さらに、人間が子々孫々にわたり、生きていくためには、破壊されつつある地球環境を守るために、今、何をやるべきか、具体性が全くありません。

さらには、公共性、効率性、費用対効果を考えて、今まで行ってきた施策によって総括を行い、評価や分析、検証を加えるなど、新年度予算に反映すべきであります。評価までは実施していますが、その後がされておらず、尻切れトンボの状態です。

また、市民に、事業に対して総合的にまとめたものではなく、情報公開もありません。今、岩出市民は何を求めているのか。それに応えるためにどう予算に反映するのか。総合的な立場から、正し、広く市民によって、より有効な施策とするようにすることが極めて重要であります。

また、マンモス中学校の解消等には取り組む意思が全くありません。創造性のある市民が感動する予算になっていないのが現実であります。夢あるものではなく、今までの惰性で予算編成したとしか言えません。観光振興とうたいながら、岩出市での宿泊施設はほとんどなく、民泊への取り組みも全く皆無であります。

具体的に指摘しておきたいと思いますが、市税の増加する要因については外部の要素が多くあり、自然増が主なものであります。みずから進んで取り組んだ施策ではありません。

2番目に、過去、贈収賄公金の着服事件等々、岩出市民を裏切っており、清潔で公平な行政が最大の課題であります。これについては一言も触れておりません。議員として、毎年警鐘を鳴らし続けていきたいと思っております。常に改善し、二度と起きないような、日ごろから常に改革し、実行すべきであります。

ゼロベースで経営の見直しを行い、費用対効果の検証、事務事業の見直し、優先順位を決め、簡素化に努めるとともに、義務的経費を含む歳出抑制に努められたものなのか疑問であります。ふるさと納税に向けて、やっと取り組みをすることになっておりますが、余りにも遅過ぎます。

市有財産の有効活用等により歳入確保に努め、新たな収入の獲得に知恵を出し合い、積極的に取り組むとともに、収納目標値が明確でなく、曖昧であります。信頼される行政の基本は行政の透明化であり、いかに情報を公開するかにかかっております。市民への説明責任を果たしていく。その過程及び結果の情報を全て公開すべきであります。公文書の管理は公正に対する検証すべき事項であり、改ざんすることのないよう強く求めておきます。

市民サービス向上には、職員の健康と安全・安心がなければなりません。しかし、現行の予算では、人材の活用及び活性化のためのスキルアップを全庁挙げて取り組み、職員間の自由闊達な意見を尊重し、市民サービスの向上につながる予算になっておりません。

また、職員の賃金については、正職員は賃上げされましたが、市行政の業務を支えている非常勤職員は、低賃金、低労働条件であり、官製ワーキングプアの固定化をするものであり、改善がされております。

さらに、過労死自殺が増加している中、超過勤務の削減、有給休暇等々の消化向上に取り組むことも不明確であり、質疑して、最後に目標値を明らかにせず、昨年で増加をした予算になっております。このことは時代の流れに逆行していると言わざるを得ません。

住基カードからマイナンバーに切りかえられて、ますます税金の無駄使いになっております。この施行は個人情報漏えいにつながり、市民には役に立たないものであります。全国民の普及率は、いまだに8%程度であると言われております。岩出市においても、さらなる徹底した管理が求められるとともに、税金の無駄使いをこの際やめるべきであります。

光熱水費について、市長を初めとする公共施設に関して、節電効果ができるLED化計画は積極的ではありません。一昨年の4月から電力の自由化を実施されておりますが、何をか言わんや、理屈をこね回して具体的な実施計画はありません。

同時に、福島原発の事故により、いまだに7万人から避難し、ふるさとに帰還できない現状があります。未曾有の放射能により被害を受けていることを真剣に考えるならば、脱原発への取り組みを進め、再生可能エネルギー普及に取り組むべきであります。太陽光発電設置への補助金創設は岩出にはありません。

工事請負に関して、積算根拠を明確に組まず、予算との乖離を最小限度にすることをたびたび求めてきております。予算と決算の乖離があり、いまだに精度は向上しているとは考えづらく、つまみ予算であると言わざるを得ません。

さらに、決算時の入札の差額であると言ひ、当たり前のように発言するこの姿勢は許すことができません。

また、ワクチンの同時同日接種で、毎年約1,000万円から無駄な支出をしているにもかかわらず、改善する意思がないこと。

将来を担う子供たちの教育環境は、和歌山県下一マンモス中学校の解消に向けての取り組む意思がないこと。

さらに市民サービスの一環として、新庁舎の建設は立案されておらず、継ぎ足しばかりの現状であり、かえって費用が加算していると言えませぬ。

市民サービス向上のため不安定な臨時職員、非常勤職員から正規職員への登用は最も重要な課題であります。5万3,000人の人口が増加しているにもかかわらず、職員数の見直しもしておりませぬ。この点について具体的方針がありません。

防災マニュアル作成事業では、土砂災害危険箇所への看板設置する予算はなく、市民への啓発予算となっていないこと。

また、自主防災組織についても、開店休業の組織が多くあることも、私たちはこの問題について、具体的に支援をしていくべきだと考えております。

予算書、説明書、欄等の表記に関して、行政みずから障害者の人権を守るべきでありながら、「障がい」の「がい」と平仮名表示に改める意思がないこと。

公民館使用制限をしながら、勤労者が使える施設等の設置計画がないこと。

若者広場、大門池駐車場に関して、賃貸契約の不当性を主張し、返還を求めると発言をして、いまだに市民の税金である約4,700万円を請求せず、弁護士と相談しているとしながら、行動に移そうしていないこと。大門新池訴訟裁判について、いまだに継続しており、早期に解決するよう求めておきます。

他にも指摘すべき事項は多くあります。最後に、強調すべき指摘事項を上げておきます。最高提案者である市長が、そのトップである市長が、各常任委員会に欠席して開催をしていることは、余りにも無責任であります。執行機関がない中、補助機関、補助行政職員のみで審議すること自体異常であり、到底理解できません。二元代表制の中で、チェック機能を高めていかなければならないのに、岩出市議会が行政のこの態度に対して是認すること自体問題であります。

さらに、1人会派として不利益な扱いを強要し、予算特別委員会から排除して、議事が進められていくことは許されません。パワハラの暴挙と言わざるを得ません。

よって、私は30年度新予算に反対をいたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第26号に対する討論を終結いたします。

議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開いたします。

休憩 (10時30分)

再開 (10時45分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第27号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第27号 岩出市国民健康保険特別会計、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険が都道府県化されるもとの最初の予算であり、反対です。

新制度スタート後、保険料の決定、徴収は市町村が担い、市町村ごとの保険料格差は残ります。同時に新制度のもとで、国保の財政は都道府県が一括管理し、都道府県が各市町村に納付金を割り当て、市町村が住民から集めた保険料を都道府県に納付する形で、国保財政は賄われることとなります。

この納付金は100%完納が原則で、市町村には保険料の徴収強化の圧力がかけられます。また、納付金の割り当てに際し、都道府県は市町村ごとに医療給付費の水準、標準的な収納率、標準保険料率などの指標を提示します。これにより給付費の水準の高い自治体、収納率が低い自治体、一般会計の繰り入れ、独自繰り入れで、保険料を下げている自治体などが一目瞭然となり、市町村には、給付抑制、収納率向上、繰り入れ解消への圧力が加えられます。

都道府県を国保財政の管理者、市町村国保の監督役とすることで、住民いじめの国保財政を一層強化する、これが国が狙いです。市町村の独自繰り入れの解消で、国保料、国保税がさらに引き上がり、保険証の取り上げや差し押さえなど、無慈悲な滞納制裁が一層強化されるのでは、住民の苦難は増すばかりです。そこに強引な給付抑制策や病床削減が結びつければ、地域の医療基盤が壊れかねません。こんな都道府県化は、住民にとって何のメリットもありません。

医療保険改悪法による国保の都道府県化は市町村の一般会計繰り入れをやめさせる圧力を強化するものですが、地方自治を規定した憲法のもと、市町村独自の公費繰り入れを法令で禁止はできないというのが政府の説明です。法案審議でも、政府、厚労省は新制度スタート後も市町村の独自繰り入れは制限されず、自治体の判断で行えると答弁せざるを得ませんでした。今後の市の対応が求められます。

都道府県化の狙いは、医療費の削減です。今日の国保の危機を招いたのは、国庫負担金の削減にあります。国庫負担金を増額し、誰もが払える保険料にすべきと考え、この議案には反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 議案第27号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成討論をいたします。

国民健康保険につきましては、平成27年5月に設立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律により、平成30年度からは、県が財政運営の確保などにおいて中心的な役割を担うこととなり、また、市は国保の資格や保険給付の管理のほか、保険税の還付徴収や保健事業の実施など、地域におけるきめ細かな事業を引き続き行うこととされています。

このため今回の予算案は、国民健康保険等の一部を改正する法律により、広域化が実施されるため、岩出市では、何と昨年の予算規模から21.9%、額で15億2,700万円が縮小されております。

歳入では、国や県からの負担金や財政調整交付金などの項目がなくなり、新たに県支出金として保険給付費等交付金が予算計上されております。

一方、歳出では、新制度において、県が財政運営を行うことから、市が県に納める国民健康保険事業費納付金が予算計上され、広域化に対応した予算となっております。

また、特定健診や人間ドック、脳ドック等の保健事業が効率的かつ効果的に実施されるものであり、予算も増額されております。

以上の点から、国保特別会計の安定に寄与する適正な予算と認め、賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第27号に対する討論を終結いたします。

議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議案第28号 平成30年度岩出市介護保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

- 市來議員 議案第28号 岩出市介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

安倍首相は、これまでの介護は、お世話することが中心と断じ、介護が要らない状態イコール自立支援に軸足を置くとして、介護保険制度の転換を求めています。介護は一人一人が違う条件のもとで、その人らしい生活が実現するよう尊重し、支援すべきものです。

本来、自立とは、公的制度、支援を使い、尊厳を持って生きることです。保険あって介護なし、制度を発足のときから言われた実態は、一層深刻化しています。必要な介護が受けられなかったり、介護従事者の劣悪な労働条件が放置され、必要な人材確保を守らないというのでは、公的介護制度とは言えません。介護を受ける人の生活と権利を守るとともに、支える人も安心できる制度に改めることが必要だと考えます。また、先ほどの議案第16号でも言いましたが、今回、保険料が改正され、値上げは市民にも納得できるものではないと考えます。

保険料の細分化と減免制度の充実が必要であることを申し上げ、この議案には反対といたします。

- 吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

- 井神議員 議案第28号 平成30年度岩出市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える制度として広く周知が図られ、市民に定着しております。全国同様、岩出市においても高齢化が進んでおり、今後、深刻になると考えられることから、介護保険制度の維持可能性の確保、高齢者が住みなれた地域で安心して自分らしく生活できるような体制整備は喫緊の課題であります。

そのような中、本市の新年度予算の介護サービスの保険給付費は、平成29年度に比較して1,059万8,000円増額の27億9,165万5,000円が計上され、適正な予算額が確保されていると考えます。

また、高齢期を健康で過ごすことができるよう、高齢者が地域で自主的に集まり、介護予防に取り組もうとする団体を支援する岩出げんき体操応援講座の実施や、在宅医療と介護の連携体制を整備する事業として、在宅医療・介護連携推進事業の実

施、生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備を進めている事業に係る経費など、介護保険事業の運営に資する取り組みを進めていくために必要な計上がされていると考えますので、本案に賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第28号に対する討論を終結いたします。

議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議案第29号 平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第29号 岩出市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度そのものに反対の立場です。差別と負担増の制度を廃止し、もとの老人保健制度に、私たちはこの考えです。老人保健制度は、高齢者が国保や健保に加入したまま、現役世代より低い窓口負担で医療を受けられるようにする財政調整の仕組みです。老人保健制度に戻せば、保険料の際限ない値上げや劣悪の診療報酬による差別医療はなくなります。

高齢者が75歳になった途端に家族の医療保険から切り離されることもなくなり、65歳から74歳の障害者も国保や健保に入ったまま低負担で医療を受けられます。差別制度を廃止した上で、減らされてきた高齢者医療に対する国庫負担を抜本的に増額し、保険料窓口負担の軽減を推進する立場からこの議案には反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 議案第29号 平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計につきまして、賛成討論をいたします。

ただいまの反対討論を聞いていますと、議案には関係なく、制度に反対という反

対をされていましたが、後期高齢者医療制度につきましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営されています。

今回の歳出予算のうち99.2%の8億1,488万円がこの広域連合への納付金であり、被保険者が納付した保険料や療養給付費に係る市の負担金、保険基盤安定負担金等として納められています。

さらに、人間ドック等保健事業費も計上されており、後期高齢者医療の制度運営に必要な費用が含まれた内容となっていますので、私は賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第29号に対する討論を終結いたします。

議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

議案第32号 平成30年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第32号 平成30年度水道事業会計の反対討論を行います。

水道事業においては、28年度決算実績、ここでは給水人口5万3,799人、給水戸数においては2万2,755戸という状況となっています。この間、宅地開発面はさらに進む状況が見られます。30年度においても、和歌山県内で、数少ない人口増加の実態があらわれていると考えます。

決算における監査委員の審査意見では、岩出市の経営状況は純利益が1億6,568万円も計上しており、安定した経営状況で推移している。安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう要望するとされてきていました。

現在、基本水量20立方メートルまで使用していない家庭が3,800戸となってきており、使ってもいない市民から水道料金を取り過ぎていると言わざるを得ない実態があります。この間の黒字会計が続く中で、内部留保金は30億円をはるかに大きく

超すまでに膨らんできています。

これまでは新たな水源地の確保に対して、必要な財源が要るからと言いつけてきました。委員会では、今後、新たな水源地の必要性はない。維持管理のための財源のみが必要だとされてきています。

監査委員も指摘しているように、莫大な黒字は、市民生活の向上、福祉の増進に寄与するよう市民生活に還元すべき必要性があるという面では、30年度においても、低所得者や基本水量に満たない利用者に対しての改善策や利用料金引き下げなどの支援策は見えません。

この水道会計予算は、住民に理解が得られないと考えるので、反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 議案第32号 平成30年度岩出市水道事業会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成30年度岩出市水道事業会計予算については、給水収益が前年度と比較しますと、1,150万9,000円も減少しており、年々、水需要が減少傾向にあり、経営状況は厳しくなっている中で、営業費用については前年度と比較しますと、1,323万1,000円が減少しており、収入に見合う給水コストを削減し、水道事業の健全な経営に努めていることがうかがえます。

また、建設改良費については、前年度と比較してみますと2億5,596万4,000円少ないのですが、7億3,499万1,000円を計上しており、老朽化している水道施設の改築更新や、あるいは水道管の布設替え、移設工事による管路の耐震化にも取り組んでおり、市民に安全で安定した水の供給を図れるよう経営基盤の強化を図っているものと考えます。

水道事業は、市民生活や都市機能に欠かせない重要なライフラインであり、今後とも適切な管理運営のもと、効率的な事業を推進することで、災害に強いまちづくりを進めていっていただきたいと考えております。

以上のことから、私は賛成といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2018年3月19日、議案第32号 平成30年度水道事業会計予算について、私は反対討論を行います。

水道会計の予算については、従来から多額の金額を剰余金として計上しております。その一方で、不条理とも言える、20立方メートル以下の使用料を全て切り上げて、一律に徴収をしております。この制度そのものについて、公共良俗に反し、不合理性をただすべくして提訴し、最高裁において上告しましたが、棄却されました。しかし、大阪高裁の判断は、第一義的には、住民自治による条例の改正によって解決されるべき課題であると述べております。

すなわち市民が疑問を感じ、また、議会はそれに応えるべき課題でもあります。今後もあらゆる機会を設けて、手段を講じて闘いをし、改善をさせていきたいと思っております。

さらに、消費税のアップによる、ますます岩出市民の生活に負担を求めるものになることでしょう。

来年には消費税が10%を考えられておりますが、この消費税は国税ですが、国に納めることはなく、地方自治体の財布に収まっており、いわゆる脱税していると言っても過言ではありません。

水道接続においても、加入施設分担金は、他市に比べて高額であると市当局が認識しながら、引き下げる意思がないことでもあります。この硬直した考えであり、市民の立場に立ったものとは言えません。

地方自治体が独占で行う水道事業の会計が、営利団体化していると言っても過言ではありません。しかし、国においては、水道事業を企業参入し、民営化に払い下げをするという動きも相まって起きております。

私たちは、他市に比べて、生活保護者や障害者等への減免措置はなく、生活困窮者への温かい支援制度を求めてまいっておりますが、それも実現をしております。

よって、私はこの30年度水道予算に対して、反対といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第32号に対する討論を終結いたします。

議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 請願第1号 「核兵器禁止条約」に日本政府が署名・批准することを求める請願書

○吉本議長 日程第33 請願第1号 「核兵器禁止条約」に日本政府が署名・批准することを求める請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願書に関し、請願審査報告書が提出されていますので、総務建設常任委員会委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員 総務建設常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

3月6日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第1号 「核兵器禁止条約」に日本政府が署名・批准することを求める請願書です。

当委員会は、3月9日金曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の主旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑を行い、討論の後、賛成者少数により請願第1号は不採択となりました。

以上が、委員会での請願書の審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

国連における賛成、反対、棄権等について。また、国連で採択された内容は。地方議会において意見書を採択している現状はどうか。世界の中で被爆国・日本としての今後の取り組みはどうか。核拡散防止条約での日本の行動はどのように考えているのか。核保有国が核兵器禁止条約に参加していない中、日本が署名した場合、核兵器のない世界の実現に向けたものとなると考えているのか。核兵器禁止条約では、違反行為を行う国が出現した場合、有効な手だてがなされていないが、それについてどのように考えているのか。について。

以上が、総務建設常任委員会での請願書の審査の中で交わされた主な質疑であります。

これで総務建設常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、総務建設常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

請願第1号 「核兵器禁止条約」に日本政府が署名・批准することを求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 「核兵器禁止条約」に日本政府が署名・批准することを求める請願書に反対の立場で討論いたします。

核兵器は、一旦使われると、広い範囲で多大な惨禍をもたらします。核兵器の使用に人道的なものはありません。唯一の被爆国として、それを知る我が国が核兵器の廃絶を目指すのは当然です。

一方で、核兵器の脅威がいまだ現実に存在する状況において、あらゆる手段を講じて、国民の生命・財産を守ることは政府の責務であります。

核軍縮に取り組む上では、この人道と安全保障の2つの観点が重要です。残念ながら、この条約では、それができないと考えます。この条約には、アメリカ、ロシア、中国、フランス、イギリスといった核保有国が反対しております。

また、現実の安全保障の観点を踏まえていないことから、日本や韓国、ドイツを初めとしたNATO諸国といった核兵器の脅威にさらされている非核保有国からの支持も得られていません。

核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約の採択に賛成した国は、中南米、大洋州やアフリカなど、核兵器の直接の脅威にさらされていない国がほとんどです。安全保障の観点でいうと、北朝鮮の核ミサイル計画の進展は、我が国を含め、東アジアと国際社会全体の平和と安全にとって、これまでにない重大かつ差し迫った驚異と言えると考えます。

このような状況下、国民の生命・財産を守るため、日米同盟のもと、核兵器を有する米国の抑止力に頼る以外にはないのは現実だと思えます。

核兵器禁止条約は、こうした厳しい安全保障環境を十分考慮することなく、核兵器の存在自体を直ちに違法化するものです。

これらの理由により、請願提出に反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 請願第1号 「核兵器禁止条約」に日本政府が署名・批准することを求める請願書に賛成の立場で討論を行います。

広島、長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経て、昨年7月7日に国連会議で採択された核兵器禁止条約には、国連加盟国の約3分の2に当たる122カ国が賛成しました。

人類史上初の核兵器禁止条約の採択は、日本の被爆者の皆さんの長年にわたる核兵器のない世界を求める運動を初めて世界各国と市民参加の悲願であり、共同の取り組みが結実した、文字どおり歴史的な壮挙です。

法的拘束力のある国際協力としては、初めて核兵器を違法化し、禁止しました。そして、昨年10月には核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANがノーベル平和賞を受賞しています。

核兵器禁止条約の内容ですが、核兵器禁止条約は、核兵器の廃絶と根絶を目的として起草された国際条約で、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用の禁止並びにその廃絶を求めています。

今、日本政府に求められているのは、広島、長崎の体験に立って、核保有国に核兵器廃絶の決断と行動を訴えること、そして、アメリカの核の傘に頼らない道を真剣に探求することです。

しかし、核兵器禁止条約に反対する安倍政権は、さきの国連総会で核兵器廃絶を未来に先送りする核保有国寄りの決議案を提出して、各国から批判を受けました。

日本政府に唯一の戦争被爆国としての国際的な責務を果たさせるためにも、核兵器禁止条約に署名し、批准せよと迫る世論と運動の発展が強く求められています。

核兵器完全廃絶には、核保有国とその同盟国の条約参加がもとより不可欠ですが、条約はそれに門戸を広く開いています。

条約批准が核兵器廃絶へのスタートです。日本政府が唯一の戦争被爆国の政府であるにもかかわらず、アメリカなどの核保有国に追随し、歴史的な核兵器禁止条約に背を向ける態度をとっていることは、内外の強い失望と批判を招いています。

核の惨禍を体験し、戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、批准の先頭に立つことが求められているのではないのでしょうか。核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書の決議は、2018年1月29日現在で175自治体と広がりを見せてきています。岩出市は核兵器廃絶のまち宣言をしています。核兵器廃絶は、岩出市民の願いでもあります。核兵器禁止条約に署名するよう、国、政府、国会に対し、岩出市議会が先頭に立つことが求められています。

ぜひ請願者の意向を酌み取り賛同して、賛成をしていただきたい、この願いを持って討論といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 請願第1号 「核兵器禁止条約」に日本政府が署名・批准することを求める請願書に対し、反対の立場から討論いたします。

日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた歩みを着実に進めなければなりません。また、岩出市では、平成元年12月に核兵器廃絶のまち宣言が可決され、全国的にも本市と同様、恒久平和を願っているわけであります。そうしたことから、国においては現実的・実践的な取り組みを行い、その責務を果たすべきだと考えます。

核兵器禁止条約は、昨年7月7日に国連本部で開催された条約交渉会議で、122カ国の賛成多数により採択されました。

核兵器を違法化する初めての規範であり、核兵器のない世界への大きな一歩となっております。そうした中、日本は、もともと核保有国と非保有国との間の溝を深めるという理由から、この条約に反対の姿勢をとってきました。

また、条約採択の過程において、核兵器のない世界に向けた具体的アプローチの違いから、核保有国であるアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国などは全て欠席し、オランダは反対、シンガポールは棄権しました。結果、核保有国と非保有国との間で溝が深まり、分断が大きくなったとの指摘もあります。

もとより核兵器のない世界の実現は、全ての人々が望んでいることであり、核兵器禁止条約の採択などをめぐって深まった核保有国と非保有国の溝を埋める対話、橋渡しこそに唯一の戦争被爆国である日本が行う極めて重要な責務だと考えます。

また、日本にとって、国をどのように守るのかという高度な国際政治問題でもあり、地方議会としてかかわることが難しい問題であると私は考えますので、現時点において、この請願書を採択すべきではないと申し上げ、反対討論といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、請願第1号に対する討論を終結いたします。

請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○吉本議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第34 発議第1号 「岩出市の環境をまもる条例」をより活用するための  
意見書の提出について

○吉本議長 日程第34 発議第1号 「岩出市の環境をまもる条例」をより活用する  
ための意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3  
項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 「岩出市の環境をまもる条例」をより活用するための意見書の提出  
の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、岩出市長に提出してお  
きます。

~~~~~○~~~~~

日程第35 発議第2号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議
について

○吉本議長 日程第35 発議第2号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係
る決議の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席からお願いいたします。

尾和弘一議員、発議第2号に対する質疑をお願いいたします。

○尾和議員 発議第2号について質疑を行います。

大阪万博への誘致決議に関して、健康に関する課題を克服し、人類の未来に向けて貢献できるとありますが、健康の課題についてどのようなことなのか、認識についてお聞きをしたいと思います。

2番目に、投下費用は幾らかかると見込んでいるのか。

3番目に、関西の経済効果は幾らあると想定されているのか。

4番目に、今まで知事や市長は外遊しておりますが、幾ら使ってきているのか。

5番目に、今回の万博については、既にパリ博が撤退をしました。どういう理由で撤退をしたのか。

6番目に、岩出市を初め、和歌山県下自治体の負担があるのかどうか。

最後に、閉館後のカジノ賭博、IRと連動するのではないのか。

この点について、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。演壇でお願いいたします。

山本重信副議長。

○山本副議長 尾和議員の質疑にお答えをいたします。

通告順でお答えをいたします。

第1点目、健康に係る課題を克服し、人類の未来に向けて貢献するとあるが、健康の課題は、どんなことがあるのかについて。

日本は高齢化が世界一のスピードで進んでおり、国内的には、関西圏は首都圏や中京圏と比べても高齢化が進んでいます。さらに、2025年日本万博開催都市には、団塊の世代が後期高齢者になることから、高齢化が大きな課題になると考えられます。

また、厚生労働省などの統計や調査によれば、関西の各府県は全国と比べて平均寿命、健康寿命ともに低い。2点目に、平均寿命と健康寿命との差が大きい。3点目に、特定健診、がん検診の受診率が低いなどの課題があると考えられます。

次に、2点目、投下費用は幾らかかるのかについて。

平成29年9月に経済産業省が作成したビッド・ドシエ（立候補申請文書）では、

会場建設費として、約1,250億円程度とされております。

参考ですが、1,250億円の会場建設費の中には、地下鉄の延伸や道路の拡幅などの関連事業費は含まれておりません。これらは夢洲のまちづくりに必要な経費であることから、万博に対する投下費用には該当しないと考えております。

3点目、関西の経済効果は幾らあると推定しているのか。

関西の経済効果は、幾らあると想定しているのについては、関西での経済効果は試算されておられません。しかし、平成29年9月に経済産業省が作成したビッド・ドシエでは、全国の経済効果額として約2兆円が試算されております。

4点目、今まで外遊で幾ら使っているのかについては、外国での万博誘致活動としては、国・経済界等がそれぞれの立場で行っており、総額は不明であります。

なお、誘致委員会の平成29年度の予算のうち海外プロモーション費は、旅費に加えプレゼンテーション資料の作成や外国語のパンフレットなどの作成経費として、約1億7,000万円となっております。

次に、5点目、パリ博はなぜ撤退したのかについて。

報道によりますと、フランスのフィリップ首相が財政的な理由から、立候補を取り下げる旨の書簡を誘致関係者に送付したと聞いております。

参考までに、フランスの開催地はパリではなく、パリ近郊のサクレーです。

6点目、岩出市を初め、和歌山県下自治体の負担があるのかについて。

夢洲を会場とする国際博覧会については、会場建設費は、国、大阪府、大阪市、経済界で負担し、運営費はチケット収入などで賄うこととされているため、和歌山県下の自治体の負担はありません。

参考までに、万博に関連するイベントを市の事業として実施される場合は、これとは別の費用となります。

最後に7点目、閉館後、カジノ賭博と連動するのではないかについては、万博とカジノは別のプロジェクトであり、連動するものではありません。

なお、万博の閉会后、パビリオンなどは、原則として取り壊される予定です。

参考までに、万博とカジノとの関連について、基本的なスタンスを申し上げますと、万博とIRは独立した企業であり、相互の依存性はないものです。IR地区の認定を目指すエリアは万博予定地の北側に位置し、それぞれの立地場所は完全に分離されております。

万博は、博覧会協会が会場設備、運営を行う一方、カジノは政府によって認められた民間事業者が一体的に整備運営を行うものであり、事業主体が異なります。

以上、質疑に対して誠意を持ってお答えしました。どうぞ賛成をお願いしたいと思えます。

以上で終わります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、発議第2号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第2号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

○吉本議長 まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 発議第2号について、反対討論を行います。

決議案に賛成できない理由は、今回の大阪夢洲を会場とする万博誘致は、I R、カジノをセットにした誘致だからであります。カジノは日本の刑法が禁じているばくちであり、他人の不幸の上に成り立つビジネス、カジノによって万博のテーマに掲げる「いのち輝く未来社会のデザイン」など、描かれるはずがありません。

万博とI Rの関係については、大阪府が万博の基本構想案の中で、万博会場の隣接地にカジノを含むI Rを誘致するとし、松井知事は、成長の起爆剤として万博とI Rの相乗効果を狙うとし、また、大阪市のホームページでは、夢洲にI Rと大阪万博の両方を誘致し、それらを連動、運命共同体とするとしております。万博誘致の狙いが、まさにここにあります。

今、カジノばくちと連動するのではないかというところでは、依存性はない、こう言われました。依存性はないどころか、一番の誘致目標となっています。

今、大阪府、大阪市では、財政難を口実に、住吉市民病院の廃止や特別養護老人ホームの補助金削減、敬老パスの有料化、赤バスの廃止、学校警備員の廃止、文楽

の補助金打ち切りなどを進めながら、万博推進には多額の予算を大盤振る舞いされようとしています。

この間、大阪府と大阪市は、1月31日にカジノを中心とする統合型リゾート、I R、こういう業者に一部負担を求める方針を示しました。これは府と市がI R推進法の成立を受け、早ければ平成24年にも夢洲にカジノを含むI R整備計画として、地下鉄中央線を夢洲まで延伸する費用です。直近計算で540億円とされています。

夢洲までの地下鉄延伸は、I R業者にも利益が大きいと判断し、負担を求めることになったものですが、万博の誘致を口実に、カジノを中心とする統合型リゾート、I Rに突き進んでいくことには反対です。

2014の年厚生労働省発表に、国内でギャンブル依存症の疑いのある人、536万人、日本がギャンブル依存症国家と言われるほど、ギャンブル依存症の疑いのある人の率が成人の5%と高く、アメリカの1.6%、オーストラリアの1%に比べても高い数字です。ここにカジノが参入すれば、ギャンブル依存の傾向はさらに進みます。

五輪や万博などの誘致への幻想を市民に振りまき、御用学者たちが、とらぬタヌキの経済効果を吹聴して進められます。

首長や議員が、公費で調査研究名目の欧州の外遊などを堪能することも批判がされてきています。1970年の大阪万博は高度成長期に開催がされましたが、今は高度成長期ではありません。

夢をもう一度と、ギャンブル依存を拡大させる大阪万博は推進させるべきではありません。

地域振興、産業振興、観光文化交流、経済活性化に期待できるとしていますが、岩出市にとって、カジノ万博は悪い側面を与える点が多いと考えます。

そもそも決議は、全会一致を踏まえた上で行われる性格のものという点も表明して、この決議に反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 発議第2号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について、私は賛成の立場から討論をいたします。

日本万国博覧会は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして、日本が新しい時代を生きる知恵を広く世界へ発信することにより、世界の平和的発展に大きく寄与するものと考えております。

また、平成29年4月11日、国においては博覧会の立候補及び開催申請について閣

議了解が行われたと、いわば国を挙げて取り組む一大イベントとなっており、今月7日には博覧会国際事務局が大阪市を現地調査のため訪れる等、機運が高まっております。

こうした万博は、日本のみならず世界各国から多くの人々が訪れ、開催国都市を世界中にアピールする絶好の機会であります。

本議決の内容にもありますが、当市は関西国際空港や大阪方面からの交通利便がよく、また、平成29年3月には京奈和自動車道紀北西道路の開通により、格段にアクセスも向上したところであり、このような万博の開催は、本市にとってこの上のない絶好の機会であり、今後、本市のみならず和歌山県における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、県内各地域の振興や市民生活の向上にも寄与することが期待できるものであります。

この決議につきましては、2025日本万国博覧会誘致委員会から岩出市議会に決議の採択、誘致成功に向けた協力依頼が出されており、また、万博誘致実現に向けては、多くの政党、自治体、経済界やさまざまな分野の著名人等、さまざまな方が誘致を支持し、積極的に本万博のPRを実施するとともに、インターネット調査によると、80%を超える市民が本万博開催に賛成しているとのことであります。

したがいまして、岩出市議会としましては、大阪での日本万国博覧会の開催の意義に賛同し、万博の誘致実現に向け、議員の皆様方には、ぜひとも議決にご賛同お願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私は、発議第2号 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議に反対の立場から討論をいたします。

決議案には、大阪での開催は、文化・産業の両面から、国内外をリードしてきた大阪から、世界中の人々の健康に係る課題を克服し、人類の未来に向けて、よりよい生活を送ることができるとして、大きな意義があるとしています。

しかし、東京電力福島原発事故の終息に何百年かかるかわからない。甲状腺がんの多発など、子供の健康被害の広がりや連日放射能の汚染水が流れ込んでいる実態を放置し、大飯、高浜原発など再稼働を推進する政府を見るとき、健康に係る課題解決には違和感を覚えるものであります。

さらに加えて、万博推進者の多くがイコール、カジノ賭博の推進者で、今だけ、

金だけ、自分だけの風潮をあおっている姿を見ると、美辞麗句を用い、大ぼら吹きを演じているにすぎません。

以上は、決議案に対する私の印象ですが、大阪万博をどうしても誘致しなければならないのか。幾つかの懸念と反対の意見を申し上げたいと思います。

その第1点目は、朝日新聞に掲載されていましたが、一般の人々の興味が減退し、盛り上がり欠けている点であります。

同市には、過去5回の万博で、日本館をプロデュースした現代芸術研究所の平野暁臣主幹は、万博は死にかけている。現場の活気の衰退はすごい。70年万博では、岡本太郎や横尾忠則など、何をやるかわからない人たちに任せ、社会にも気概と志があった。しかし、70年の成功で、万博はビジネスになり、その後の国内の万博は大阪万博の変形でしかないと警鐘を鳴らしているところでもあります。

また、大阪万博では、アポロ11号が持ち帰った月の石は大人気で、展示されたアメリカ館は、簡単には入れなかったのが、愛知万博では、今や国内の常設展示でも見られる月の石を展示する新鮮味のなさ、大阪府は25年万博のコンテンツとして、健康、長寿、和食、スポーツ、サブカルチャー、大阪流のお笑いなどを掲げているが、ごった煮感があるのは否めないと指摘されています。

想定入場者3,000万人、経済効果は6兆4,000億円ともくろんでいます。絵に描いた餅にならないか心配するものであります。

安倍首相は、経済の起爆剤となると述べ、20年東京五輪後の景気浮揚策として、期待感を示していますが、経済効果を狙った誘致は、万博の理念にそぐわないと指摘するものです。

2点目は、財政面の不安です。

基本構想で、会場建設費は当初約1,300億円、現在は約1,250億円で進められ、政府、大阪市、経済界が、昨年3者の等分負担で大筋合意したと報道されています。2005年の愛知万博でも、今回同様、会場建設費1,350億円を政府、愛知県、名古屋市経済界の3者で450億円ずつ等分負担することで同意していました。

しかし、経済界から集まった寄附金は234億円にとどまり、競輪、競艇など公営競技の収益から199億円を集めた経緯があります。関西の経済界は、当初巨額の費用がかかることに難色を示しており、経済界の応分の負担は大丈夫かと指摘するものであります。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックも、オリンピック誘致の際は7,340億円の予算だったものが、どんどん膨れ上がり2兆円となり、今では3兆円

と4倍にはね上がっております。会場建設費用が、結果として1,250億円にとどまるのか、政府、大阪府、市経済界の3者等分負担でうまくいくのか、不透明だと思っております。

次に、国や自治体が巨額な費用を負担することです。東北や熊本への震災復興が道半ばの段階で、政府は、やれ東京オリンピックだ、やれ大阪万博だと浮かれていることに怒りに近い違和感があります。巨額の税金を市民生活向上に回すべきであります。大阪府、大阪市に対しても同様です。

財政難を口実に、住吉市民病院の廃止や特別養護老人ホームの補助金を削減、敬老パスの有料化、赤バスの廃止、学校警備員の廃止、文楽の補助金の打ち切りを進めながら、万博推進だけは多額の予算の大盤振る舞いでは、誰のための自治体運営かと言わざるを得ません。

次に、地下鉄中央線を延伸する費用です。当初の700億円が、直近では540億円とされています。これについて、大阪府と大阪市は、1月31日にカジノを中心とする総合型リゾート（IR）業者に一部負担を求める方針を示しました。これは府と市がIR推進法の成立を受け、早ければ24年にも夢洲にカジノを含むIRを整備する計画で、夢洲までの地下鉄延伸はIR業者にも利益は大きいと判断し、負担を求めることになったものです。しかし、540億円で済むのか疑問に加え、カジノ絡みであることは否定できません。

3点目は、カジノを中心とする総合型リゾートとセットであることでもあります。

今、答弁者は別のものだという答弁がありました。大阪府と大阪市が地下鉄延伸の費用負担を求める以上、これまで以上にカジノを中心とする総合型リゾート（IR）に突き進んでいることは火を見るより明らかであります。

2014年、厚生労働省発表によれば、国内でギャンブル依存症の疑いのある人は536万人、日本はギャンブル依存症国家と言われるほどに、ギャンブル依存症の疑いのある人の率が成人の5%と高く、米国の1.6%、オーストラリアの1%に比べても高い数字です。ここにカジノが参入すれば、ギャンブル依存の傾向はさらに進みます。

NHKのクローズアップ現代がギャンブル依存症を明らかにする病の実態では、家族を巻き込む悲惨な実態とともに、依存症患者の脳機能のバランスが崩れてしまうと紹介されていました。

また、カジノギャンブルといのち輝く未来社会は、相反するものと指摘しているものです。安倍首相がいうカジノは、経済成長の目玉とする発想は、根本的に間違

っております。この点では、安倍新聞と言われる読売新聞でさえ、社説で、そもそもカジノは賭博の負け分が収益の柱となる。ギャンブルに全く、人や外国人観光客らの散財に期待し、他人の不幸や不運を踏み台にするような成長戦略は極めて不健全であると書いております。

カジノへの批判を避けるために、万博を抱き合わせてイメージアップを図りたいとの思惑も感じ、地道な行政を怠り、イベントでごまかすことばかりの姿勢を認めるわけにはいきません。

4点目に、果たして大阪に決定するのかということでもあります。

当初、大阪以外にフランス、ロシア、アゼルバイジャンが名乗りを上げていましたが、フランスは開催市をパリ、そして、テーマは地球温暖化対策を初めとする環境、そして健康、教育、文化と決めており、最大のライバルとされていましたが、費用と効果に疑問を感じ、早々に撤退をしました。

舞洲は、大阪市が誘致し、失敗した2008年の五輪会場用に埋め立て開発されたものが、2001年7月、モスクワでのI O C総会第1回投票で、得票数がたった6票で惨敗をしました。当時の関助役は、ほとんど市議会にも出ず、誘致名目で年がら年中職員らを連れて外遊していました。無残な結果に終わっても、磯村市長、関助役以下市幹部は何の責任もとっていません。

万博や五輪などの誘致は、うまくやれば誘致できるかもしれないという幻想を市民に振りまき、御用学者がはじき出す、とらぬタヌキの経済効果を吹聴して進められます。市長以下役人や議員らは、公費で欧州外遊などを堪能する。記者たちも海外出張できるから反対しない。財団法人の形をとって、大阪五輪の誘致委員会にはほぼ全ての大手マスコミの大阪支社長など、幹部が名を連ねていたと言われております。

既に昨年のミラノ万博を視察した松井知事は、パリもうでで、としています。今後も府や市の職員、議員らが視察名目で欧州旅行を予定しているものと思われます。しかし、欧州旅行をたっぷり楽しんだあげく、誘致には失敗して、膨大な税金をつぎ込むことで終わらせることは許されません。

最後になりますが、本市並びに和歌山県にも市民生活に寄与するが期待するとしていますが、開催期間は6カ月余りであり、一過性の何物でもありません。高度成長期の1970年代の大阪万博は、私の記憶にも強く残っていますが、今や高度成長期ではありません。夢をもう一度と無責任に大阪万博を推進すべきでないと思います。

議員諸氏の決議反対の立場をとるようお願いしまして、私の討論を終わりたいと

思います。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について、賛成討論をいたします。

大阪万博初代事務総長の新井真一さんの著書によりますと、万国博覧会と見本市と間違っているところが多いと。万博博覧会は、人間社会がもたらすさまざまな問題を解決するために開催されるもので、100年、200年の先を見て、さまざまな問題解決するために開催主旨である、人類が抱える地球的規模の課題に対し、世界中からの知恵を一堂に集め、解決方法を見つけ出し、新しい時代を生き抜く知恵を広く発信し、世界の平和的発展に寄与するものと認識しています。

今回の万博では、日本の自治体の80%以上の自治体が誘致支持をしています。そのほか公式参加国150カ国以上、国際機関5以上等々がございます。和歌山県にも多くの皆さんの来訪が見込まれています。先日、県議会でも住宅宿泊事業法実施条例が可決されております。今回の万博で1日約36万5,000人の宿泊が見込まれています。県下の観光客誘致、発展のためにも必要です。

以上の理由により賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、発議第2号に対する討論を終結いたします。

発議第2号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第36 議員派遣について

○吉本議長 日程第36 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第37 委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長 日程第37 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり総務建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月22日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月22日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時55分)